

令和2年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

「中央線あるあるプロジェクト（以下、「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじやない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）の魅力を積極的に発信することで、区内外からの来街者の誘致を図り、街の「にぎわい・商機」の創出につなげる活動を展開しています。

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年通りの旅行者の来街が見込めない状況ではありますが、徐々に近隣地域をはじめとする来街者を取り戻していく必要があります。

そこで、将来的な国内の旅行者の回復を見据えた観光情報の発信として、情報の受け手を意識したマーケティング力・企画立案力・情報伝達力等を有する優れた事業者を選定するため、本プロポーザルを行います。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務

### (2) 業務内容

#### 国内旅行者集客の促進に向けた情報発信

国内旅行者のうち、特に近隣地域の住民を対象として、区内4駅周辺の街の特色の中から、「杉並らしさを活かした観光情報を魅力的に発信する。

なお、情報発信にあたり、①ヒアリング調査（次頁図1参照）による、「知る人ぞ知る」という杉並の観光資源の発掘、②その結果を翌年度以降も資源として継続的・効果的に活用できるコンテンツの制作を必須とする。

#### 【情報発信の例】

- ・ウェブサイト、SNS等を活用した情報の発信
- ・あるあるプロジェクトWEBサイト等とのタイアップ企画の実施
- ・観光ガイドブックやPR動画の作成及び効果的な情報の拡散
- ・その他、効果的な情報の発信

※業務とは、企画・関係各所との連絡調整・取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）・編集・校正・実施・結果報告までを含みます。

※本業務では、提案事業者による撮影を前提とします。あるあるプロジェクトで保有する画像の提供については、採択後の協議事項とします。

※動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計を含む一連の作業を業務の対象とします。

※雑誌やWEB等のタイアップ企画の場合は、翌年度以降も活用できる観光ガイドブックや動画等デジタルコンテンツの作成等をあわせて提案してください。

※パンフレット等紙媒体を制作する場合、制作物を配架する場所を中央線沿線に限らず、広く周辺地域へも配架してください。

※提案の中に掲げる目標数値については、根拠を具体的に示すようにしてください。

例) 動画再生回数〇〇万回以上と明記する場合は、過去の実績を併せて提示する等

※結果報告について、実施事業の報告だけでなく、事業の効果、ユーザーの反応等の結果の分析に基づき、今後のあるあるプロジェクトが取り組むべき事業の提言等を示すようにしてください。

※業務の実施は、令和3年3月31日までに完了するものとしてください。

※本業務は新型コロナウイルス感染症に係る国、都及び杉並区の定める対策ガイドライン等を勘案するものとし、取材の際には遵守してください。なお、新型コロナウイルス感染症の再流行等、新たな事態が生じた場合、業務の実施中においても発信時期等の見直しを図ることもあります。

図1 観光スポット情報のヒアリングイメージ

【対象】

杉並区外の近隣自治体住民（在学・在勤含む）  
（練馬区、世田谷区、中野区、武蔵野市など）

【聞き取り方法の例】

モニターや WEB・SNS などのメディア  
を用いる

→ 広く客観的な情報収集を行うことで有名・人気スポットを選定する



【対象】

杉並区の魅力をよく知る人  
（在住・在学・在勤含む）

【聞き取り方法の例】

- ・ 中央線あるあるプロジェクトの Instagram や Facebook など SNS の活用
- ・ 区民ライターや区内ボランティアチームなどへのヒアリング

→ 杉並にゆかりのある方をターゲットとし、より地元目線な情報を収集することで、知る人ぞ知るお気に入りスポットなど、これまであまり注目されなかった区内スポットを掘り起こす



**それぞれ選定したスポットを冊子・WEBなどで情報発信**  
（スポットは感染症対策が施され、三密を避けたものに限る）

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月31日

(4) 事業規模及び採用数

(ア) 事業規模：1事業あたり最大2,500,000円（消費税込）

(イ) 採用数（上限）：2事業者

(ウ) 1事業者が提案できる事業数は、1事業までとします。

なお、主たる媒体と連動して同内容を従たる他媒体に掲載する場合や、複数の事業を一体として提案する場合は、まとめて1事業として取り扱います。

**3 参加資格**

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

(1) 提案主体が法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。

(5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和2年9月1日（火） ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 <a href="https://www.chuosen-rr.com/">https://www.chuosen-rr.com/</a> 」
質問受付期間	令和2年9月4日（金）午後3時まで（必着）
質問回答	令和2年9月9日（水）以降 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 <a href="https://www.chuosen-rr.com/">https://www.chuosen-rr.com/</a> 」
企画提案書等の提出期限	令和2年9月15日（火）午後3時まで（必着） 持参または郵送（郵送の場合、書留郵便に限る。）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和2年9月25日（金）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和2年9月28日（月）（予定） 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクターを用意します。 ※用意できる端子は、HDMI、VGA ケーブル（D-Sub15 ピンアナログ RGB）のみとなります。 ※Apple 社製の PC を使用される方は、変換器を持参してください。 ※その他、プレゼンテーションに必要な資料等があれば、各7部ずつご用意ください。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和2年10月上旬頃に通知します。（予定）

#### 5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

##### （1）質問の受付方法

別紙「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、電子メール（PDF ファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

##### （2）質問の受付先

「10 問合せ先」に同じ

##### （3）質問の受付期間

令和2年9月4日（金）午後3時まで（必着）

##### （4）質問の回答方法

令和2年9月9日（水）以降、「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。

「あるあるプロジェクト」ホームページ URL「<https://www.chuosen-rr.com/>」

(5) 質問事例

	質問項目	質問	回答
1	2 業務の概要 (2) 業務内容 (3) 履行期間	動画等の情報発信や情報誌等への記事掲載などは、契約期間中に掲載が終了していなければならないのか。	紙媒体は、令和3年3月末日までに発行される媒体に掲載すること、また、WEB、SNS等のデジタルコンテンツは、令和3年3月末日までに配信することが提案条件となる。なお、掲載・配信期間の終了時期については、特段の条件はない。
		受託事業の開始時期は、契約締結後、準備状況に応じて、受託者のタイミングで開始して良いか。また、終了時期は履行期間である令和3年3月31日まで続けることになるのか。	事業の開始時期は、企画提案書で提案する事項となるが、詳細は、採択後の協議事項となる。なお、終了時期は、提案内容や、効果の検証方法などにより前後することとなるため、必ずしも令和3年3月31日まで継続することが必須ではない。
2	その他 素材の提供	「あるあるプロジェクト」WEBサイトの素材使用が前提となる提案は可能か。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、 <u>原則、提案事業者による取材・制作等が前提</u> となる。質問のWEBサイトの素材使用は、 <u>著作権等の個別具体的な協議が必要</u> となるため、 <u>注意願う</u> 。
3	その他 訴求対象・内容	「あるあるプロジェクト」で特に重点を置いている、または今後重点を置く予定の訴求先（地域等）、および訴求したい場所・物はあるか。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、観光情報の発信について優れた事業者を選定するために行うものであり、企画提案書にて「あるあるプロジェクト」が訴求すべき事項などについて、 <u>貴社の考えを提案願う</u> 。
4	その他 請求	事業費の請求タイミングは決まっているか。	全ての業務の履行確認後になる。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本1部と副本7部をそれぞれ製本（A4縦長ファイル等で綴じる）し、提出してください。

(3) 提出方法

「あるあるプロジェクト」事務局へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(5) 提出期限

令和2年9月15日（火）午後3時（必着）

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア) 「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、【様式2-2】に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。「企画提案書」は、概ね10ページ（パワーポイントの場合、10スライド）以内としてください。

(イ) 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。（A3サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4サイズ縦長の形式で提出願います。）なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4縦長ファイルに綴じてください。

(ウ) ①正本については、参加事業者が特定できるように作成をお願いします。

②副本については、審査に利用する関係上、「参加事業者の名称」や「参加事業者のロゴマーク」等、参加事業者が特定される情報の使用は控えてください。ただし、活用する媒体の名称や媒体のロゴマーク等については、この限りではありません。

※正本を複写し、副本として活用する場合、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、ご配慮をお願いします。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合があるので、特にご注意ください。

## 7 受託者候補者の選定手順

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2 業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる1～2事業者（予定）を受託者候補者として選定します。なお、「(4) 事業規模及び採用数」の(ア)に定める事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

### (1) 評価基準

#### (ア) 業務遂行力や業務実績に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を遂行するための適切な業務体制及び人員が確保され、確実に業務を遂行し得るスケジュールとなっているか</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に類似の事業を実施したことがあるか</li> <li>自治体または民間との類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか</li> <li>実績として挙げた類似業務は効果的であったか</li> </ul>

#### (イ) 企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務に対する取組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に対する取組姿勢が意欲的か</li> </ul>
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あるあるプロジェクト」が実施している観光事業の現状や課題を理解した上で、優良な提案を行っているか</li> <li>近隣地域からの来街者の特徴を理解した内容の提案となっているか</li> </ul>
提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施手順や、その方法は妥当であるか</li> <li>実効性の高い内容となっているか</li> <li>杉並区の「にぎわい・商機」につながる、独創的で特色のある提案が盛り込まれているか</li> <li>近隣地域からの来街者が区へ訪れたいくなるような魅力的な提案となっているか</li> <li>設定した目標数値は妥当な数値で、目標達成の手法が実現可能なものであるか</li> </ul>
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書はグラフや図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか</li> <li>留意事項に沿った企画提案書を提出しているか</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストに見合った提案であるか</li> </ul>
事業者プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に内容を把握できる説明となっているか</li> <li>具体的かつ、論理的な説明となっているか</li> <li>制限時間を順守できているか</li> <li>評価者からの質問に対して的確に回答できているか（企画提案内容に対する評価も含む）</li> </ul>

## (2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

### (ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考します。第一次審査の結果は、令和2年9月25日（火）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

### (イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、事務局より第一次審査通過事業者に対して通知します。なお、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は、評価の対象となりません。

## (3) 受託者候補者選定結果通知

令和2年10月上旬頃に、事務局より第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、第二次審査による受託者候補者選定結果の公表後、非選定理由についての説明を求めることができます。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合  
特に選定会議設置から受託者候補者の決定までの間、プロポーザル参加者（参加予定者の関係者を含む。）が、選定委員及び本プロポーザルに関する事務局職員と故意に接触（書類の提出や要領に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

## 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 予期せぬ災害、感染症の拡大等を理由として、本プロポーザルを実施することが困難であると選定会議が判断する場合は、選定途中であっても事業募集を中止することがあります。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (6) 企画提案書等について情報公開の請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 参加事業者が本件を途中で辞退する場合は、速やかに下記担当者に連絡をしてください。
- (8) 本件により選定された受託者候補者が「あるあるプロジェクト」と契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。
- (9) 本件により選定された受託者候補者は、必要に応じて「あるあるプロジェクト」作業部会への出席、進捗状況の報告を行います。
- (10) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (11) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難しい場合は

別途協議を必要とします。

(12) 著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。

## 10 問合せ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階

中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）

担当 関根・橋本・重田

受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）

電話 03-5347-9184（直通）

E-mail [information@chuosen-rr.com](mailto:information@chuosen-rr.com)

## 質 問 書

令和 年 月 日

中央線あるあるプロジェクト実行委員会委員長 宛

所在地  
 名称  
 代表者名  
 担当者名  
 所属・役職  
 電話番号  
 FAX番号  
 E-mail

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、令和2年9月4日（金）午後3時までに、電子メールで提出してください。

※ 件名は「【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信プロポーザル質問書（事業者名）」とし、送信後、事務局担当まで送信の確認電話をしてください。（電話受付：午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日除く）

【事務局】中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局

（杉並区産業振興センター観光係）

担 当：関根・橋本・重田

所在地：杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2階

電 話：03-5347-9184

E-mail [information@chuosen-rr.com](mailto:information@chuosen-rr.com)